

久喜市教育委員会子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則
久喜市教育委員会子ども・子育て支援法施行細則（令和元年久喜市教育委員会
規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「子育てのための施設等利用給付認定通知書」を「施設等利用
給付認定通知書」に改め、同条第5項中「子育てのための施設等利用給付認定変
更通知書」を「施設等利用給付認定変更通知書」に改め、同条第6項中「子育て
のための施設等利用給付認定取消通知書」を「施設等利用給付認定取消通知書」
に改める。

様式第4号を次のように改める。

施設等利用給付認定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 印

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。


認 定 子 ども	認 定 番 号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
決 定 年 月 日		
認 定 区 分		
有 効 期 間		
保育の必要性の事由		
<p>保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本市の保育課に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。</p> <p style="text-align: center;">（教示）</p> <p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。 ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>		

様式第 6 号及び様式第 7 号を次のように改める。

施設等利用給付認定変更通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第2項又は第4項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認 定 子 ども	認 定 番 号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
変 更 年 月 日		
認 定 区 分		
有 効 期 間		
保育の必要性の事由		
変 更 理 由		
(教示)		
<p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p>		
<p>2 取消訴訟について</p> <p>この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>		

施設等利用給付認定取消通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 印

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認 定 子 ども	認 定 番 号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
取 消 年 月 日		
取 消 理 由		
(教示)		
<p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p>		
<p>2 取消訴訟について</p> <p>この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。